石綿小体の計測が可能な医療機関について

石綿による健康被害の救済に関する法律においては、現在肺がんで療養されている方とこの法律の施行前に肺がんでお亡くなりになった方について、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することにより発症したものと判定することとされています。

石綿によるものと判断するための医学的所見のひとつである肺内石綿小体等の計測は技術的に難しいものであるため、当機構が発行している「医師、医療機関等の皆様へ 石綿健康被害者への救済へのご協力のお願い」においては、石綿小体の計測について、労災病院のアスベスト疾患センターの連絡先をご紹介しています。

平成31年3月27日現在において、石綿小体の計測が可能なアスベスト疾患センターは、 次の通りです。

機関名	電話番号	住所
北海道中央労災病院	0126-22-1300	〒068-0004 北海道岩見沢市四条東 16-5
東北労災病院	022-275-1111	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原 4-3-21
横浜労災病院	045-474-8111	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町 3211
旭労災病院	0561-54-3131	〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北 61
神戸労災病院	078-231-5901	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通 4-1-23
和歌山労災病院	073-451-3181	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本 93-1
山陰労災病院	0859-33-8181	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田 1-8-1
岡山労災病院	086-262-0131	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町 1-10-25
九州労災病院	093-471-1121	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曽根北町1-1
長崎労災病院	0956-49-2191	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越 2-12-5

※ 石綿小体の測定については、これらの労災病院 (アスベスト疾患センター) の医事課 にご相談ください。